

**「災害時とともに助けあう制度」
に登録しませんか？**



「災害時とともに助けあう制度」とは、高齢者、難病患者、障がいのある方、妊娠中の方など、災害時に一人で避難することが難しい方を地域で支援する制度です。

支援を必要とする方の名簿を作り、登録情報を自治会、自主防災会、民生児童委員、近隣住民などで共有し、災害が発生した際に地域で助けあうためのしくみです。ぜひ裏面をお読みください。

【この制度に関するお問い合わせ】

長岡京市役所 地域福祉連携室

TEL : 955-9516/FAX : 951-7739

【災害対策全般に関するお問い合わせ】

長岡京市役所 防災・安全推進室

TEL : 955-9661 / FAX : 951-5410

[illegible]

災害から身を守るためにできることは？

～災害時にともに助けあう制度(災害時要配慮者支援制度)のお知らせ～

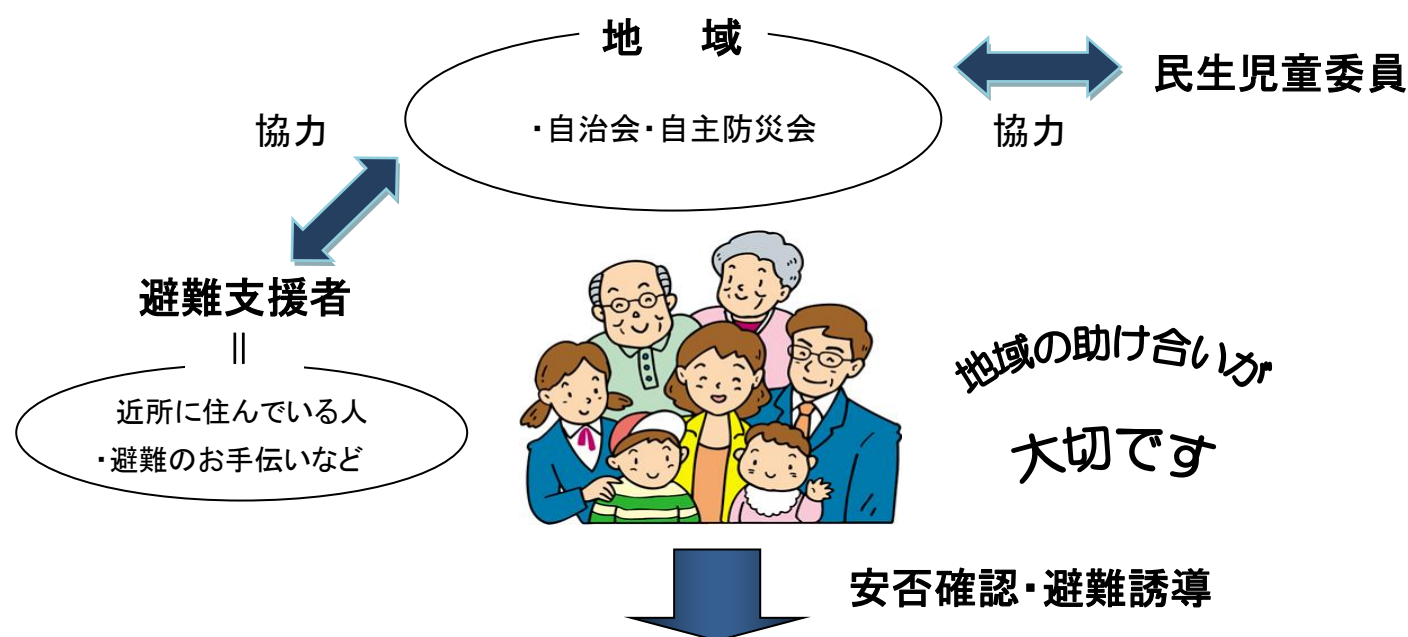
◆ 地域ぐるみの助け合いの力を育てましょう ◆

地域には、災害が起こったときに一人で避難することが困難な人(災害時要配慮者)が暮らしています。

市では「災害発生予想時の連絡や災害が起こった際の避難などの手助けが、災害時要配慮者に対して、地域の中で速やかに行われるためのしくみ」を市民のみなさんとともにつくりたいと考えています。

そのために、災害時の支援を希望される高齢者、難病患者、障がいのある方、妊娠中の方などに、この制度への登録をよびかけています。

市が登録情報にもとづいて名簿を作成し、地域で支援にあたる方々(民生児童委員、自治会・自主防災会、避難支援者等)へ情報を提供・共有することで、平時からの見守りにも活用されます。



制度の対象となる方

災害発生時の避難行動に、第三者(他者)による何らかの支援を必要とする、次のいずれかに該当する人です。ただし、福祉施設等に入所されている場合や、家族等により必要な支援を受けることができる人は除きます。

- 1 介護保険における要介護認定を受けている人(要介護3・4・5)
- 2 介護保険における要介護認定を受けている人(要介護2)で、65歳以上のみの世帯の人または一人暮らしの人
- 3 身体障害者手帳の交付を受けている人(1・2級)
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(1・2級)
- 5 療育手帳の交付を受けている人(A、B)
- 6 75歳以上のみの世帯の人または一人暮らしの人
- 7 その他、上記以外で支援を希望する人(妊産婦、難病者、日本語を解せない外国の人、65歳以上の人、日常生活に支援を必要とする人 等)